

人材紹介サービス料金規定

【紹介手数料】

転職活動サポートサービスにて採用が決定、入職を確認後、当社より速やかに下記規程に基づき請求致します。

紹介手数料（1人採用ごとの手数料金）	理論年収 × 20% （非常勤の場合30%）+消費税
---------------------------	-----------------------------------

※手数料が25万以下の場合、最低手数料は25万円(+消費税)になります。

《常勤雇用の場合》

理論年収：候補者が入職した際に想定される年収金額

理論年収 = 「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」

※月額固定給 = 「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋夜勤手当＋その他諸手当」

※その他諸手当＝通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まず。

※時間外・休日・深夜労働手当＝労働基準法において定められている割増賃金のこと。

※年俸制を採用する場合は、年俸額を理論年収とします。

※1年未満の有期雇用契約の場合は、契約期間を1年間とみなし換算した額を理論年収とします。

《非常勤雇用の場合》

理論年収 = 「想定週収×52週」

※想定週収 = 「時給×想定勤務時間（1日当り）×想定出勤日数（週平均）」

非常勤雇用の夜勤専従職のケースは、下記計算式を採用します。

理論年収：候補者が入職した際に想定される年収金額

※理論年収 = 「1勤務当りの支給額×想定出勤日数（週平均）×52週」

【返金規程】

求職者が、入職日から起算して下記期間内に退職した場合に、受領した紹介手数料より下記に定める金額を貴社に返金することと致します。但し、①御社の都合による解雇、御社の責に帰すべき事由による雇用契約の終了、新規採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と認められる事由の場合、②短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合はこの限りでないとします。

在籍期間	返金金額
入職日以後1 週間以内	紹介手数料 × 100%
入職日以後1 ヶ月以内	紹介手数料 × 70%
2 ヶ月以降～3 ヶ月以内	紹介手数料 × 30%

※上記「在籍期間」とは雇用期間を指します。非常勤職員の雇用でも、実働日数ではなく雇用期間を在籍期間として返金金額を算出致します。

※以上規定は、“人材紹介に関する基本契約書”の内容に基づいた規定でございます。